

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の概要について

1. 高山市民プールと赤保木公園の一体的利用のための施設の統合について
 - ・高山市民プールと赤保木公園の一体的利用をさらに進めるため、体育施設「赤保木交流広場」として統合し、プール、センターハウス、駐車場、遊具等公園施設などを一体的に管理する。
 - ・子育て世代を中心に幅広い世代が憩い楽しむことができる施設とするため、施設の種類をレクリエーション施設とする。
2. 大八グラウンドの使用料等の見直しについて
 - (1) 見直し内容
 - ・使用料は1時間あたり1,700円を積算の基礎として、利用者の意見をふまえた使いやすい時間区分による時間数を乗じた額とする。
 - ・多様な利用を図りつつも、サッカーでの利用が中心となるため、施設の種類をサッカー場とする。
 - (2) 施設の概要
 - ・大人用公式サイズピッチ1面（少年用ピッチ2面確保）
 - ・クラブハウス
 - （選手控室6室、救護室、シャワー室、トイレ（男子・女子・多目的）ほか）
 - ・屋根付観客席300人程度
3. 施設の利用促進に向けた使用規定の見直しについて
 - (1) 新たな区分等の貸出について
 - ・市民の多様なニーズに対応するため、体育施設の共用スペースを貸出できるよう使用料を定める。
 - (2) 商業宣伝や物品等の販売を目的とした使用について
 - ・市民がより多様な目的で施設を使用することができるよう、施設の用途や管理上支障がない範囲で、商業宣伝や物品等の販売を目的とした使用を認めることとし、使用料の加算規定を定める。
 - （例：スポーツ用品の展示・販売、駐車場でのキッチンカーなど）
4. 施行期日
 - 2については、規則で定める日。1及び3については、令和7年4月1日